

改正水質汚濁防止法に係るQ & A集 (ver. 1)

現在、改正水質汚濁防止法について全国説明会を開催しているところですが、その中で事業者の皆様から様々な質問が出されました。このQ & A集は、その中の主な質問についてとりまとめたものです。

このQ & A集は、今後も追加していきたいと考えており、今後の対応の参考としていただきたいと思います。ただし、水質汚濁防止法施行規則の改正等に伴って、今後掲載内容の変更・見直しを行うことがありますので、ご注意願います。

なお、本文中にある用語の意味については以下の通りです。

- ・水濁法：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・改正法：水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）
 - ・改正後の水濁法：改正法により改正された後の水質汚濁防止法
 - ・水濁法施行令：水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）
 - ・水濁法施行規則：水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）

 - ・地下浸透規制：水濁法第12条の3に基づく規制
 - ・検出限界未満：水濁法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号）により検定した場合において有害物質が検出されない状態
 - ・検出限界以上：水濁法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法により検定した場合において有害物質が検出される状態
- また、「マニュアル」は、「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（案）（第1版）」（環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室）のことを指します。

内容

◆対象施設・範囲について	2
◆届出について	4
◆瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）との関係について	5
◆構造等に関する基準	6
◆省令について	8

◆対象施設・範囲について

[質問 1]

水濁法施行令別表第 1 の 74 号の特定施設（特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（共同処理施設））に有害物質を含む水を移送していることから、これまでは雨水も含めて公共用水域に排出していなかったため、水濁法第 5 条第 1 項の届出対象外であった特定施設については、改正後の水濁法第 5 条第 3 項の届出対象となるのか。

【回答】

有害物質使用特定施設に該当すれば対象となります。

[質問 2]

PCB が含まれている機器を保管しているが、これは有害物質貯蔵指定施設に該当するのか。

【回答】

当該機器は施設には該当しないことから、有害物質貯蔵指定施設には該当しません（マニュアル p14～15 参照）。

[質問 3]

下水道に全量を放流している研究施設の洗浄施設（特定施設）について、放流水が検出限界未満であれば、有害物質使用特定施設に該当しないということになるのか。

【回答】

当該施設において、有害物質を洗浄しているのであれば、放流水が検出限界未満であっても有害物質使用特定施設となりますので、改正後の水濁法第 5 条第 3 項の届出が必要です。

ただし、有害物質が検出限界未満の場合は、有害物質を含む水とはならず、したがって、洗浄施設からの放流水中の有害物質が常時検出限界未満の場合には、当該施設に付帯する排水溝等には構造等の基準が適用されません。

（◆「構造等に関する基準」の質問 3 を参照）

[質問 4]

特定施設ではない通常の有害物質を処理している排水処理施設が対象外なのに、水濁法施行令別表第 1 の 74 号の共同処理施設だけが対象となるのはなぜか。

【回答】

今回の構造基準等については、有害物質使用特定施設と有害物質貯蔵指定施設を対象としているので、これらの施設に該当しない施設は、特定施設ではない排水処理施設を含め対象としていませんが、共同処理施設は水濁法の特定施設であることから対象となり得るものです。

一方、有害物質使用特定施設が事業場内にあれば、当該事業場は有害物質使用特定事業場となり、地下浸透規制が課されます。したがって、当該事業場に設置された、特定施設

に該当しない排水処理施設に対しても、水濁法第 13 条の 2 に基づく改善命令を行うなどにより、通常の排水処理施設を対象とせずとも、有害物質の地下への漏えい・浸透の防止が図られているところです。

【質問 5】

有害物質使用特定施設である共同処理施設において、共同処理施設から公共用水域に水を排出する場合、事業場内の排水溝等がすべて対象となるのか。

【回答】

当該排水溝等は、特定施設に付帯する排水溝等として対象となります（マニュアル p18 参照）。

なお、共同処理施設の後には、別の排水処理施設等が存在している場合には、当該別の排水処理施設等に接続されている排水溝等までの部分が付帯する排水溝等（マニュアル p17）となります。

【質問 6】

マニュアルの p12 に生産施設や処理施設の中に一体として設置された施設についての取扱いについて掲載されているが、一体か否かをどのように判断すればよいか。

【回答】

マニュアルには、

「有害物質貯蔵指定施設は、有害物質を貯蔵することを目的として有害物質を『貯蔵している施設』であることが要件である。

例えば、生産工程の中に一体として組み込まれ、一時的に有害物質が通過したり貯留したりする工程タンク等、生産施設と一体となった施設については生産施設とみなされ、一般的には有害物質貯蔵指定施設に該当しない。また同様に、排水溝の途中に排水系統の中に一体として組み込まれているため等は排水系統の設備（排水溝等）、排水処理工程の中に一体として組み込まれている廃液タンク等は排水処理施設とみなされ、一般的には有害物質貯蔵指定施設には該当しない。」とあり、基本的にはこの考えに基づき判断することとなります。

生産工程と一体であるタンクとは、例えば、製造原料、中間物、製品、助剤等を計量、分析又は一時貯蔵で貯蔵するためのタンクで製造施設に付属しているものをいいます。

外部から原材料が搬入された時に、搬入が行われるタンクについては、そこでいったん原材料が貯められ、一定期間タンク内にとどまっている（すなわち貯蔵されている）ことが通常であり、一般的には貯蔵施設と考えられます。

また、製品の出荷や廃液の外部処理のために、搬出が行われるタンクについては、そこでいったん有害物質を含む水が貯められ、一定期間タンク内にとどまっている（すなわち貯蔵されている）ことが通常であり、一般的には貯蔵施設と考えられます。

形状はタンクの形態であっても、生産工程や処理工程の設備の一群に組み込まれ、常時流入出があつて内容物が流動している場合、一般的には「貯蔵することを目的」には該当

しません。

以上のとおり、「一体」であるか否かは、当該施設と貯蔵タンク等が距離的にも機能的にも一つの施設として捉えられるか否かで判断することになります。(最終的には自治体とご相談下さい。)

[質問7]

排水を凝集沈殿処理した後に発生する沈殿物(汚泥)の中に有害物質が含まれる場合、その汚泥を産廃処理するまで貯留するタンクは、排水処理施設と一体のものとして、有害物質貯蔵指定施設に該当しないと解してよいか。

【回答】

有害物質貯蔵指定施設は、有害物質を貯蔵することを目的として有害物質を貯蔵している施設です。当該タンクについては、排水処理工程の中に一体として組み込まれている場合には排水処理施設とみなされますが、施設の設置状況、汚泥の性状等により判断されるものと考えます。「一体」か否かの区別については、質問6の回答を参照して下さい。

なお、貯蔵目的として設置されていると判断される場合であっても、当該汚泥について、含まれる有害物質の処理を目的として貯蔵しているものでなければ、基本的には有害物質貯蔵指定施設には該当しないと考えます。また、汚泥の中に含まれる有害物質が液体として地下に浸透するおそれがない場合にも、有害物質貯蔵指定施設には該当しないと考えます。

◆届出について

[質問1]

既設の届出済みの有害物質使用特定施設について、改正法の施行時における届出はどのようなになるのか。

【回答】

既設の施設で、既に水濁法第5条第1項による特定施設の届出を行っている事業者については、改正法の施行時(平成24年6月1日)に、当該施設に関する追加の届出は、今回の改正で新たに設けられた設備に関する届出事項も含め、不要です。ただし、自治体の判断により、改正法の施行に必要な情報の提供を求められる場合があり、自治体の立入検査等の際において、不足情報の提供に御協力いただくようお願いします

一方、今回新たに法律の規制対象となった、有害物質貯蔵指定施設及び下水道や他の事業所に雨水も含めて排水の全量を放流しているなど、公共用水域に水を排出していない工場・事業場に設置されている有害物質使用特定施設については、これまで水濁法による届出はされていないため、改正法施行時に届出が必要となりますので、平成24年6月30日までに都道府県知事や政令市長への届出を行って下さい(マニュアルp26参照)。

[質問2]

改正法の施行後、既設の施設で、新設の施設を対象とした基準(マニュアルp38のA

基準。以下「A基準」という。)又は既設の施設を対象とした基準(マニュアルp38のB基準。以下「B基準」という。)に適合しない施設は、水濁法第7条に基づく変更届出を行って、3年以内にA基準又はB基準に適合させ、改正法の施行時点でA基準又はB基準に適合している施設は、変更届出は必要ないという理解でよいか。

【回答】

ご指摘のとおりです。ただし、自治体の判断により改正法の施行に必要な情報の提供を求められる場合があります、御協力いただくようお願いします。

なお、基準に適合しているかどうか不明な場合は、届出を行う自治体に相談して下さい。

また、改正法の施行時点でA基準又はB基準に適合している既設の施設・設備であっても、改造等の変更を行う際には、法第7条に基づく変更届出が必要です。

〔質問3〕

有害物質使用特定施設(X)と有害物質貯蔵指定施設(Y)の間に敷設される配管は構造等に関する基準の適用を受けるため、届出に記載する必要があるが、X、Yどちらの施設の設置届出(又は変更届出)に記載すべきか。

【回答】

どちらの付帯設備であっても、構造等に関する基準や定期点検の実施は同じように適用され、地下水汚染の未然防止の観点からの法的な効力は変わらないと考えられますので、いずれかの施設に付帯するとして届出をして下さい。ただし、XとYとで届出を出す時期が異なる場合には、早く届出を出す施設の方に記載するようにして下さい。

〔質問4〕

改正法施行時点において、水濁法の届出を行っているものは、法附則第3条、第4条の「設置の工事を行っている者」に該当するのか。

(改正法施行時点で、届出済みだが未着工の施設設置計画がある場合、当該施設は既設とみなしてよいか?)

【回答】

「設置の工事を行っている者」とは、工事に着手している者が該当すると考えており、設置の届出を行っているだけでは、一般的には「設置の工事を行っている者」には該当しないものと考えられます。

なお、着手しているか否かの判断については、届出先の自治体に相談して下さい。

◆瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸法」という。)との関係について

〔質問1〕

瀬戸法対象事業場において有害物質使用特定施設を新設する場合は、瀬戸法に基づく許可申請書で申請することと解してよいか。

【回答】

ご指摘のとおりです。なお、瀬戸法の申請内容においても、有害物質使用特定施設の場合

合には「特定施設の設備」を加える予定としています。

[質問 2]

瀬戸法対象事業場における既設の有害物質使用特定施設については、水濁法対象事業場と同様に許可申請が不要と解してよいか。

【回答】

改正法施行時には、ご指摘のとおりです。

[質問 3]

瀬戸法対象事業場にある有害物質貯蔵指定施設は、水濁法に基づく届出書で届出をすることと解してよいか。

【回答】

ご指摘のとおりです。

◆構造等に関する基準

[質問 1]

防液堤について、防液堤がない場合や防液堤の高さが十分でない場合などのケースであっても、漏えいした場合に側溝を設け流れ出ても地下ピットで止められれば防液堤等に関する基準を満たしていると考えてよいか。

【回答】

防液堤等の趣旨は周囲に有害物質を含む水を流出させないということであるため、防液堤の他、同じ機能を有する側溝、ためます、受け皿又はこれらと同等以上の機能を有するものが設置されていれば基準を満たすこととなります。

[質問 2]

対象となる有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に付帯する排水溝等について、排水溝等を流れる水の有害物質の濃度が排水基準以下の場合でも構造等の基準が適用される対象となるのか。

【回答】

対象となる有害物質を含む水とは、有害物質をわずかに含む廃液、液体の有害物質 100%のもの等も含まれ、排水基準に適合しない水について限定しているものではありません。具体的には、検出限界以上の水のことをいいます。

したがって、水濁法の排水基準値以下であっても、当該施設に係る有害物質が検出されるのであれば、当該排水溝等については構造等に関する基準遵守、定期点検の実施等の義務が生じます。河川等への排水基準よりはかなり厳しくなっていますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

[質問 3]

対象となる有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に付帯する排水溝等について、排水溝等を流れる水の有害物質の濃度が常時検出限界未満の場合は、構造等の基準が適用される対象とならないとみなしてよいか。

【回答】

当該施設に係る有害物質が常時検出限界未満の場合であることが確認できる場合は、有害物質を含む水とはならないので、構造等の基準が適用される対象とはなりません。

[質問4]

特定施設において有害物質を使用しているが、濃度が低いのでそのまま排水溝を通じて下水道に直結している。この場合、排水溝はどこまでが対象となるのか。

[回答]

排水溝を流れる当該有害物質の濃度が検出限界以上の場合、事業場の敷地内にある、当該有害物質使用特定施設に付帯する排水溝等が対象となります（質問2を参照）。地下水の水質を維持することの重要性に鑑み、

河川等への排水基準よりはかなり厳しくなっていますが、ご理解いただきたく思います。

[質問5]

対象施設の構造、設備、使用の方法、定期点検の方法が、新設の施設を対象とした措置（マニュアルp38のA基準）に適合しているのか、既設の施設を対象とした措置（マニュアルp38のB基準）に適合しているかは誰がどのように判断するのか。

[回答]

基本的には各事業者で、マニュアルを参考にして水濁法施行規則に定める構造等に関する基準や定期点検の方法に適合しているかどうかを判断していただきますが、ご不明な点については届出先の自治体に確認を行って下さい。

なお、その後、自治体による届出受理や立入検査の機会等において、適宜基準に適合しているか否かを確認することになります。

[質問6]

同等以上の措置について、マニュアルのp101以降に載っているが、同等以上であると誰がどのように判断するのか。

[回答]

事業者は、新設の施設については、届出時に、地下水汚染の未然防止の対策として同等以上の措置を行う場合にはその旨届出先の自治体に申し出、自治体が確認すれば同等以上の措置になります。また、既設の施設については、自治体が立入検査等の際に、同等以上の措置の内容を確認すれば同等以上の措置になると考えています。

当面は、水濁法施行規則やマニュアルに記載されている以外の材質・構造や措置の内容の妥当性について、個別のケース毎に届出先の自治体が判断することになります。そのため、自治体間で差が生じる可能性もありますが、今後、環境省として、自治体の担当者

対する水濁法の改正内容に関する説明や情報提供を通して、環境省、自治体、事業者の認識になるべく差が生じないように努めてまいります。現在マニュアルに同等以上の手法に関するケーススタディが記載されていますが、環境省の「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」は平成24年度以降も続くため、同等以上の措置の内容について引き続き検討し、典型的なケースとして追加の必要があればマニュアルに追加していきたいと考えています。

なお、各自治体において条例で構造等に関する基準や定期点検の方法を定めている場合があります。これらに基づく指導や評価が行われる場合がありますので、ご注意下さい。

〔質問7〕

既設の施設について改正法施行後3年以内に変更届出を提出した場合でも、新規扱いにはならず既設の施設に対するB基準が適用されると考えていいか。また、変更届出を提出する時点では、全ての書類が整っている状態でなければならないのか。

〔回答〕

施設等の一部を更新するということであれば、その部分については新設の扱いとなるため、新設の基準（A基準）が適用されます。なお、水濁法第7条の変更届出に該当しない定期的な部品交換や修理等であって、材質や機能が同じであれば、一般的には新設扱いにならず、変更届出が必要ないと考えますが、届出先の自治体とご相談下さい。

書類については、変更に係る部分について提出していただければ結構ですが、自治体の判断により改正法の施行に必要な情報の提供を求められる場合があります。

なお、構造等に関する基準に適合させるための検知設備の配置等のみでそれ以外の施設の変更を行わない場合には、既設の施設を対象としたB基準が適用されます。

◆省令について

〔質問1〕

省令はいつ頃できるのか。

〔回答〕

現在策定中であり、最終段階です。年度内には公布したいと考えています。

内容は、中環審の第2次答申の別紙を基本的には忠実に条文化しているものです。

有害物質使用特定施設に関するQ & Aについて(追加版)

[質問1]

「土壌汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について」(平成15年5月14日付け環水土発030514001号、環境省土壌環境課長通知。以下「平成15年土壌課長通知」という。)においては、「添加剤等として特定有害物質を微量(1%未満)含む物質の製造、使用又は処理」については、有害物質使用特定施設に該当しないとあるが、どう判断すべきか。

【回答】

平成15年土壌課長通知における当該部分については、例えば、原材料たる製品そのものの品質を保持するために添加している物質使用、有害物質の使用の有無の把握について、P R T R法(※)に基づくMSDS(Material Safety Data Sheet(化学物質等安全データシート))の情報以外に把握する方法がない場合が相当し(なお、MSDSに関しては、質問2も参照願います。)、これらの場合には、有害物質使用特定施設に該当しないとしているものです。

(※) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

なお、添加剤等として有害物質を微量含む物質であったとしても、例えば、酸又はアルカリによる表面処理施設において用いられている表面処理剤にフッ化水素を添加し使用する場合や、染色施設において用いられている染料に重クロム酸を添加し使用する場合は、それぞれ、フッ化水素が表面処理剤として、また、重クロム酸が染料として有用に働くことを期待して意図的に用いているため、当該施設は有害物質使用特定施設に該当すると考えられます。

[質問2]

製品等に添付されたMSDSで、有害物質の使用が確認できない場合(P R T R法の指定化学物質等については含有量1%未満、特定第1種指定化学物質については含有量0.1%未満の場合は記載されない)、当該製品を使用、処理等する施設は有害物質使用特定施設ではないとみなしてよいか。

【回答】

有害物質の使用の有無の把握について、MSDSの情報以外に把握する方法がない場合には、MSDSの情報を判断の参考として差し支えありません。ただし、MSDSの情報以外で有害物質の使用の有無の把握ができる場合には、当然、判断の参考とする必要があります。

その結果、有害物質が含まれていることが判明した際には、含有量にかかわらず、特定施設において当該有害物質を施設の目的に沿って原料、触媒等として使用しているか(有害物質使用特定施設に該当するか)を確認していただくこととなります。

ただし、MSDSの情報又はそれ以外の方法により有害物質が含まれないと判断されたとしても、その後、何らかの方法で特定施設での目的に沿った有害物質の使用等が判明した場合などは、当該特定施設は有害物質使用特定施設であると判断されることとなります。

有害物質貯蔵指定施設についても同様に判断することとなります。